一四三　十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　75　六三六
一四四　中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　75　六三六
一四五　中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　75　六三六
一四六　中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　75　六三六
一四七　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件　三一　75　六三六
一四八　医療法施行令第五条の十四の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額及び同令第五条の十四の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認める場合等　三一　75　六四七
一四九　生活保護法による保護の基準の一部を改正する件　三一　75　六四八
一五〇　確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件　三一　75　六五三
一五一　確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件　三一　75　六五三
一五二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件　三一　75　六五三
一五三　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件　三一　75　六五四
一五四　衛生管理者規程等の一部を改正する告示　三一　75　六五四
一五五　生物由来原料基準の一部を改正する件　三一　75　六五五
一五六　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき介護分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等　三一　75　六五七
一五七　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和八年度の単位掛金額を定める件　三一　75　六六一
一五八　労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める設計審査の方法　三一　75　六六一
一五九　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件　三一　75　六六五
一六〇　令和八年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ(2)の規定に基づき厚生労働大臣が定める率　三一　75　六六五
一六一　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和六年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件　三一　75　六六五
一六二　令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項等に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額　三一　75　六六五
一六三　医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件　三一　75　七八三
一六四　雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　三一　75　七九〇
一六五　雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　三一　75　七九三
一六六　国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額　三一　75　七九三
一六七　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件　三一　75　七九五
一六八　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件　三一　75　七九五
一六九　職業能力開発基本計画　三一　75　七九七
一七〇　青少年雇用対策基本方針　三一　75　八〇四
一七一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十一の二第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修　三一　75　八一〇
一七二　労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示　三一　特15　三二三
一七三　労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示　三一　特15　三二三